

内閣参質二一三第一四一号

令和六年五月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聡君提出家庭連合信者への拉致監禁事件に関与している左翼過激派系弁護士集団「全国弁連」が、政府による家庭連合への解散命令請求の決定に関与している可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出家庭連合信者への拉致監禁事件に關与している左翼過激派系弁護士集団「全国弁連」が、政府による家庭連合への解散命令請求の決定に關与している可能性に關する質問に対する答弁書

一について

平成十二年四月二十日の衆議院決算行政監視委員会第三分科会における田中節夫警察庁長官（当時）の「警察といたしましては、いかなる事案であろうとも、刑罰法令に触れる行為があれば、法と証拠に照らし厳正に対処しておりますし、今後とも同様の考え方で対処する所存でございます。」との答弁において示された考え方に変更はない。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、宗教法人世界平和統一家庭連合に対する解散命令の請求については、所轄庁である文部科学大臣において、宗教法人審議会への諮問を経て行った七回にわたる同法人に対する報告徴収及び関係者からの聴取により得た情報等に基づいて適正に行ったものである。